令和4年10月1日現在

**特別養護老人ホーム ありすの街　基本利用料金**

（1日あたりの料金）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| ①施設サービス費  （1割負担額） | ユニット型  個室 | | 652円 | 720円 | 793円 | 862円 | 929円 |
| ②施設サービス費  加　算  （1割負担額） | 日常生活継続  支援加算Ⅱ | | 介護福祉士の資格保有者が配置基準を上回り配置することによって、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ、日常生活を継続できるよう支援いたします　46円 | | | | |
| 看護体制加算Ⅰ | | 常勤の看護師を1名以上配置します　4円 | | | | |
| ③食費  負担限度額 | 第1段階 | | 300円 | | | | |
| 第2段階 | | 390円 | | | | |
| 第3段階 | ① | 650円 | | | | |
| ② | 1,360円（旧単価650円） | | | | |
| 第4段階 | | 1,445円（旧単価1,392円） | | | | |
| ④居住費  負担限度額 | 第1段階 | | 820円 | | | | |
| 第2段階 | | 820円 | | | | |
| 第3段階 | | 1,310円 | | | | |
| 第4段階 | | 2,006円 | | | | |
| ユニット型個室  利用負担額合  （①＋②＋③＋④） | 第1段階 | | 1,822円 | 1,890円 | 1,963円 | 2,032円 | 2,099円 |
| 第2段階 | | 1,912円 | 1,980円 | 2,053円 | 2,122円 | 2,189円 |
| 第3段階 | ① | 2,662円 | 2,730円 | 2,803円 | 2,872円 | 2,939円 |
| ② | 3,372円 | 3,440円 | 3,513円 | 3,582円 | 3,649円 |
| 第4段階 | | 4,153円 | 4,221円 | 4,294円 | 4,363円 | 4,430円 |
| 介護職員  処遇改善加算Ⅰ | 介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的とします  月額施設サービス費等（食費及び居住費を除く）に8.3%を乗じた金額 | | | | | | |
| 介護職員等特定  処遇改善加算Ⅰ | 介護職員等の賃金の改善等を目的とします  月額施設サービス費等（食費及び居住費を除く）に2.7%を乗じた金額 | | | | | | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的とします  月額施設サービス費等（食費及び居住費を除く）に1.6%を乗じた金額 | | | | | | |

**○その他の加算料金（利用する方の状況等により加算させていただきます）**

　・**初期加算**　30円　・**外泊時費用**　246円　・**療養食加算**　6円　・**若年性認知症入所者受入加算**　120円

　・**退所前訪問相談援助加算**　460円　・**退所後訪問相談援助加算**　460円　・**退所時相談援助加算**　400円

　・**退所前連携加算**　500円　・**科学的介護推進体制加算**50円（1ヶ月）　・**ADL維持等加算**　30円か60円（1ヶ月）

　・**入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が在宅サービスを利用した場合**560円（月6日限度）

　・**看取り介護加算Ⅰ**（死亡日）1,280円、（死亡前日及び前々日）680円、（死亡日前4日～30日）144円

　　　　　　　　　　（死亡日前31日～45日）72円

**・安全対策体制加算**20円（入所時に1回まで）

　　※利用者の状況や施設の体制等により加算内容を変更させていただく場合があります。

**（裏面へ）**

**○その他の日常生活費（実費）**

　日用品費（ハブラシなど）、理容代、医療費、各種予防接種代金など

　※居住費は、外泊または入院時においても居室を確保している場合にはお支払いいただきます

**※食費及び居住費の負担段階の要件**

第1段階：生活保護受給者。市町村民税非課税であり老齢福祉年金受給者。

　　　　　　預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万以下の方）

第2段階：市町村民税非課税世帯で、課税（非課税）年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下の方。

　　　　　　預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）

第3段階①：市町村民税非課税世帯で、課税（非課税）年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円超で120万円

　　　　　　　以下の方。預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）

　第3段階②：市町村民税非課税世帯で、課税（非課税）年金収入額と合計所得金額の合計額が年額120万円超の方。

　　　　　　　預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）

　第4段階：上記以外の方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方及び別世帯の課税である

　　　　　　配偶者がいる方）。預貯金等は利用者負担段階に応じた上記要件を満たさない方。

**※2割又は3割負担の方は、①+②+その他の加算料金が対象になります**